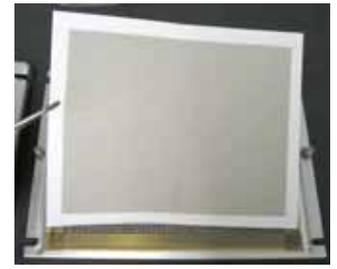


北朝鮮地下核実験に関する放射能測定強化

平成18年10月9日、「北朝鮮が地下核実験を実施した旨の発表」がありました。同日付の放射能対策連絡会議代表幹事会申合せに基づき、我が国の放射能影響を把握するため、放射能観測を実施している全国の関係機関に対し、文部科学省より、環境放射能測定強化に対する協力依頼がありました。

当研究所では、通常時の環境放射能調査を行っておりますが、この協力依頼を受け、地下核実験実施発表の翌日（10月10日）から10月24日まで15日間にわたり、環境放射能測定を強化し、「大気浮遊じん」および「降下物」について毎日24時間採取し、放射性物質を測定しました。

「大気浮遊じん」とは、大気中に浮遊している粉じんや粒子等のことで、ハイボリュームエアサンプラという機器を用いて採取します（写真1、2）。「降下物」とは、降水および自然に地表へ降下する塵のことで、ローと採水ピンで構成される捕集装置を用いて採取します。大気中放射性物質は、大気中の塵に付着して存在しやすいため、これらの試料を採取した後、その中の放射性物質を測定します。



ハイボリュームエアサンプラの紙交換
ろ紙上に採取された大気浮遊粉じん試料(灰色部分)

当研究所における測定の結果、核実験に起因すると想定されるような人工の放射性物質は検出されませんでした。そのため、人体および環境への影響はないものと判断して差し支えないと考えられます。なお、全国の関係機関においても同様な結果が報告されています。

【環境科学班】

悪臭の「規制地域」拡大と「臭気指数規制」導入

悪臭防止法において、都道府県知事等は「規制地域」の指定および「規制基準」の設定をすることとされています。沖縄県では、昭和53年に指定・設定して以来、悪臭問題の改善に一定の成果を挙げてきましたが、近年、再び悪臭苦情が増加傾向にあります。苦情増加の要因は居住域の拡大 悪臭物質の多様化 意識の変化 等です。

「規制地域」は、住居の集合している地域等について指定します。そのため、指定した当時、住民が少なかった地域はほとんど指定されていません。しかし、居住域の拡大により、そのような地域から、苦情が多く寄せられるようになりました。

また、ライフスタイルの変化とともに、悪臭を発生する要因が多様化し、いろいろな物質の混じり合った複合臭が原因であったり、特定悪臭物質に指定されていない物質が原因となることも増えてきました。苦情の寄せられる業種も、畜産農業・製造業から飲食店等のサービス業へシフトしてきました。

苦情増加の背景には、これまで気にしていなかった、ものを燃やすにおいや調理するにおいを“くさい”と感じるなど、人々がにおいに対し敏感になってきたという意識の変化も考えられます。

このような状況を受け、沖縄県では平成17年度に「規制地域の見直し」および「臭気指数規制の導入」を検討しました。各市町村との調整の結果、平成18年4月1日より、新しい規制基準が施行され、13市町村（県人口の約70%に相当）で「臭気指数規制」が導入され、「規制地域」も拡大されました。規制地域の指定および規制基準の設定についての詳細は、県環境保全課ホームページで紹介されています。

【環境科学班】

沖縄県ホームページ <http://www.pref.okinawa.jp> にて、「環境保全課」をサイト内検索

「臭気指数」：においの強さを表す数値です。人間の嗅覚を用いて測定するため、住民の被害感覚と一致しやすいという特徴があります。